

令和 年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎 様

感染防止認証マーク申請書 兼 誓約書

福岡県感染防止認証制度実施要綱に基づき、以下のとおり申請します。

申請区分		新規 / 辞退 / 再申請	
(新規・再申請時) 宣言ステッカー		申請あり・申請番号 () / 申請なし	
(辞退・再申請時) 感染防止認証番号			
申請者	(フリガナ) 企業名	()	
	代表者	役職	(フリガナ) 氏名
	申請者連絡先	郵便番号	
		住所	
電話番号			
申請店舗・施設	営業所の名称、屋号又は商号		
	営業所所在地		
	営業許可番号		
	許可期限	から	まで (宿泊施設において、期限がない場合は記載不要)
業種 (該当の業種番号を○で囲んで、下の欄に番号を記入してください)	20 カラオケ店	23 ナイトクラブ等	24 接待を伴う飲食店
	27 レストラン、料理店等	28 居酒屋	30 その他の業種
	33 バー	7 宿泊施設	
担当者連絡先	(フリガナ)	電話番号	
	(氏名)	メール	
現地調査希望 (複数選択)	いつでも良い、月、火、水、木、金、土、日 10:00~12:00 ,12:00~15:00 ,15:00~18:00、その他		

(飲食店・宿泊施設共通)

<p>以下の項目に同意・誓約します。</p>
<p>利用規約・プライバシーポリシーに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>福岡県感染防止認証制度実施要綱に同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>感染拡大防止のため、県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請（営業時間短縮や休業等に対する要請）等に応じること。</p> <p>また、要請に応じない場合は、認証を取り消すこと。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>施設の従業員の感染が判明した場合、保健所の指導・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大を防止する対策を講じること。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用したことが判明した場合、保健所の指導・調査等に積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じること。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>申請いただいた業種、事業所、店舗・施設名、所在地についてはオープンデータとして公開することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>申請いただいた業種、事業所、店舗・施設名、所在地、電話番号については、第三者（飲食店紹介サイト等）へ提供を行うことに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>県からのメール受信に同意します。</p> <p>※登録いただいたメールアドレスに感染防止に係る内容、補助金のお知らせなど、新型コロナウイルス感染症に係る情報をお送りします。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来的にわたっても該当しません。また、暴力団役員ではなく、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しておらず、かつ将来的にも該当しません。</p> <p><input type="checkbox"/>誓約します。</p>
<p>風営法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る施設に該当しません。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>感染防止対策について、利用者から県、店舗・施設へ届いた意見が正当なものである場合は、真摯に対応を行います。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>
<p>県からの求めに応じ、予告して、又は予告なしに施設を訪問し、感染防止対策についての現地確認に協力します。</p> <p><input type="checkbox"/>同意します。</p>

(飲食店用)

感染防止対策 以下の感染防止対策について、該当するすべての項目を実施している。 <input type="checkbox"/> 実施している。
★入店時 店舗入口には、発熱や咳などの症状がある場合は、入店を断る旨を掲示する。 店舗入口には、マスクの着用をお願いする旨を掲示し、入店時等にマスクを着用していない場合は着用を促す。 ※乳幼児、障がいのある方や疾患等によりマスク着用が困難な場合はこの限りではない。 店舗入口に消毒設備を設置し、入店時に必ず、従業員が利用者に呼びかけ、手指消毒を実施する。 店舗入口等で利用者が密にならないため、整理券の発行など行列を作らないよう工夫する。順番待ちをする場合は、間隔を示すテープを貼るなど誘導する。
★店内、客席配置 ※アクリル板、パーテーション等の高さは、目を覆う程度の高さ以上を目安とする。 テーブルの間隔は、対人距離を1 m以上確保する。距離を確保できない場合は、テーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽する。 同一テーブルでの座席間隔は、真正面の場合も含めて1 m以上確保して配置する。間隔が確保できない場合はテーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽する。また、他グループとの相席を避ける。 カウンターテーブルの座席間隔は1 m以上確保して配置する。間隔が確保できない場合はカウンターテーブル上にアクリル板等を設置し遮蔽する。 (同居の) 少人数の家族、日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障がいのある方等が希望した場合は、上記2項目の対応を行わなくて良い。 会話や料理を口頭で注文する場合など、飲食時以外はマスクの着用を周知する。 ※乳幼児、障がいのある方や疾患等によりマスク着用が困難な場合などはこの限りではない。 (ドアノブ等) 共有部分に触れた後や、共用物品を利用した場合などは、こまめに手指消毒・手洗いをするよう要請する。 大声での会話を避けるよう、注意喚起を行う。また、必要に応じ、店内 BGM の音量を低減する。
★サービス時 回し飲み、スプーン、箸などの食器の共用、使い回しは避けるよう、注意喚起を行う。 料理を大皿で提供する場合は、取り分け用のスプーンや箸などの物品を確保し、適宜手指消毒を行うよう利用者に周知する。または従業員等が取り分ける。 ビュッフェスタイルでは、マスク着用等により飛沫がかからないよう徹底し、一回の料理取り分けごとの新たな小皿を提供する。また、取り分け用のトングや箸を共有する場合には手指消毒できるよう、必要な物品を確保する。 または、料理を小皿に盛って個々に提供するか、従業員等が取り分ける。
★会計時 レジ等での会計時における現金等の受け渡し後には、適宜手指衛生を行う。
★店舗の衛生管理

<p>建築物衛生法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認する。基準を満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。※建築物における衛生的環境の確保に関する法律</p>
<p>建築物衛生法の対象外施設は、換気設備により必要換気量（一人当たり毎時30m³）を確保する。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人当たりの必要換気量を確保するとともに換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。</p> <p>窓の開放による換気の場合は、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。（換気のため窓やドアを開放している旨を利用者に周知、協力を求める。）</p>
<p>個室を提供する場合も、上記16,17の項目を踏まえ、個室ごとに必要な換気を確保する。</p>
<p>喫煙スペースなど店内の一箇所に利用者が集まる場所では、3密（密集・密着・密閉）を避けるよう促す。</p>
<p>トイレや手洗い場等では、共用タオルを使用しない。なお、ハンドドライヤーを使用する場合は、清掃を適宜行い衛生管理に努める。</p>
<p>店内清掃を徹底し、他人と共用する物品や複数の人が触れる場所を次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノールを用いて利用者の入替え毎など適宜消毒する。</p> <p><他人と共用し接触等が多い部位></p> <p>アクリル板、テーブル、椅子、メニューブック、調味料、タッチパネル、卓上ベル、ドアノブ、手すり、券売機、コイントレイ、蛇口、便座、洗浄レバー、エレベーターボタンなど</p>
<p>卓上に共用調味料、ポット等を設置する場合は、利用者入替え時など、適宜消毒する。</p>
<p>★従業員の衛生管理</p>
<p>責任者は、従業員に出勤や勤務前に検温・体調確認を行わせ、発熱や風邪の症状等がみられる場合は、出勤や勤務を控えるよう指示する。</p>
<p>陽性者や、陽性の疑いがある従業員は勤務しないよう徹底する。</p>
<p>従業員は適切にマスクを着用し、大声での会話を避ける。</p>
<p>食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ、おしぼり等の処理を行う場合、マスクを着用してビニール袋等に密封処理し、作業後は必ず手を洗う。</p>
<p>マスクや手袋を脱いだ後、他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、就業開始時等は必ず手洗い、手指消毒を実施する。</p>
<p>場面の切り替わりでは感染リスクが高まることから、休憩スペースでは、一度に休憩する人数を減らす、換気を徹底するなど、3密を回避する。</p>
<p>従業員のロッカールームや控室など定期的に清掃、換気し、共用物品は定期的に消毒する。また、従業員のユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。</p>
<p>～その他独自対策～</p>
<p>カラオケ設備を有する場合は、下記項目を追加する</p>
<p>歌唱に際しては、対人距離を2m以上確保する。距離を確保できない場合はマスクを着用し、できる</p>

だけ対人距離を1 m以上確保する。
清掃時は必ず換気を行い、カラオケマイク、リモコン、タブレット端末等を定期的に消毒する。
接待を伴う飲食店の場合は、下記項目を追加する
利用者と従業員が会話する際、利用者がマスクをしていない場合はマスク着用を促す。
ライブ、ダンス、ショーは、ステージと利用者との間隔を2 m以上確保する。 また、利用者に対し、観覧中はマスクを着用し、大声を控え、人と人が触れ合わない距離を確保する。
営業許可書類 <ul style="list-style-type: none">・ 食品衛生法に基づく営業許可証を常時提示できる場所に保管または掲示する。・ 定置屋台の場合は、占有許可書を常時提示できる場所に保管または掲示する。

店舗PR欄（任意）

--

(宿泊施設用)

感染防止対策 以下の感染防止対策について、該当するすべての項目を実施している。(○：必須、△：推奨) <input type="checkbox"/> 実施している。
★施設内共通
すべての利用者に、施設内の公共スペースでは、場面に応じ適切なマスク着用を要請している。(○) ※乳幼児、障がいのある方や疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
入館するすべての人に対して検温を行っている。(○)
施設や館内、各会場への入口や消毒設備を設置し、利用者に手指消毒または手洗いを呼びかけること。(○)
利用者との接触の機会を低減させるため、自動チェックイン機やオンラインチェックイン、スマートキー(スマートフォン等)での鍵操作などのチェックイン方式を導入している。(△)
客室のキーについて、キーボックスのキーやキーパッド等を利用者ごとに消毒するなど、接触感染予防対策を実施している。(△)
★ロビー・公共スペース・エレベーター
窓開けまたは空調機により常時外気を導入した換気が行われている。(○)
公共スペースに二酸化炭素濃度計を設置して、換気不足を監視している。(△)
公共スペースにHEPAフィルターによる空気清浄機を設置し、空気中のウイルス除去を行っている。(△)
公共スペースの家具類、手すり、ドアノブなど、多くの利用者が触れる箇所は、消毒剤で定期的に消毒している。(○)
公共スペースやエレベーター付近に手指消毒用の消毒液が設置されている。(○)
エレベーターの定員を制限するなど、エレベーター内での密集を防止している。(△)
エレベーター内で会話を控えることを利用者に要請している。(△)
★飲食施設・レストラン・宴会場(宿泊者が利用するものに限る)
飲食時以外はマスク着用を周知する。(○) ※乳幼児、障がいのある方や疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない。
飲食施設入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が利用者に呼びかけ、手指消毒を実施する。(○)
テーブル間隔は、対人距離を1m以上確保する。確保できない場合はテーブル上にアクリル板等を設置し、遮蔽する。(○)
同一テーブルでの座席間隔は、真正面の場合も含めて1m以上確保して配置する。間隔が確保できない場合はテーブル上にアクリル板等を設置し、遮蔽する。また、他グループとの相席を避ける。(○)
カウンターテーブルの座席間隔は1m以上確保して配置する。間隔が確保できない場合はカウンターテーブル上にアクリル板等を設置し、遮蔽する。(○)
同室に宿泊する利用者のみ、または少人数での家族・知人等でのグループ、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障がいのある方等が希望した場合は、上記2項目の対応を行わなくて良い。(○)

<p>ビュッフェスタイルでは、マスク着用等により飛沫がかからないよう徹底し、一回の料理取り分けごとの新たな小皿を提供するか、取り分け用のトングや箸を共有する場合には、手指消毒できるよう、必要な物品を確保する。</p> <p>または、料理を小皿に盛って個々に提供するか、従業員等が取り分ける。(○)</p>
<p>従業員はマスクや手袋を脱いだ後、他者との接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、就業開始時等は必ず手洗い・手指消毒を実施する。(○)</p>
<p>以下の1, 2のいずれかの方法で、飲食スペースの換気を行っている。(○)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 換気設備により必要換気量(一人あたり毎時30m³)を確保している。 2. 30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける)するなどして十分な換気を行っている。
<p>宴会時の回し飲み、スプーン、箸などの食器の共用、使い回しを避けるよう、注意喚起を行う。(○)</p>
<p>利用者が密にならないよう、利用人数の管理や予約制の導入など密集防止対策を実施している。(○)</p>
<p>★浴場・客室</p>
<p>浴場の混雑・密集を防ぐため、利用人数の管理や混雑状況を確認できるシステムの導入など密集防止対策を実施している。(○)</p>
<p>浴室内での会話を控えるよう利用者に要請している。(○)</p>
<p>脱衣所では、マスクを外したままでの会話を控えるよう利用者に要請している。(○)</p>
<p>客室の設備・備品等の表面、家具類、ドアノブなど、利用者が多く触れる箇所は、利用者ごとに消毒している。(○)</p>
<p>★従業員の感染予防対策</p>
<p>全従業員を対象に就業前の検温及び健康チェックを行っている。(○)</p>
<p>責任者は、従業員に出勤や勤務前に検温・体調確認を行わせ、発熱や風邪の症状等がみられる場合は、出勤や勤務を控えるよう指示する。(○)</p>
<p>陽性者や陽性の疑いがある従業員は勤務しないよう徹底する。(○)</p>
<p>従業員に対し、定期的な手洗いや手指消毒を徹底している。(○)</p>
<p>従業員に対し、勤務中の場面に応じた適切なマスク着用を徹底している。(○)</p>
<p>休憩室や従業員食堂等は、利用時間をずらすなどにより、室内が混雑しないようにしている。(△)</p>
<p>休憩室や従業員食堂等は、窓開けか空調により常に外気を導入して換気してある。(○)</p>
<p>従業員休憩室等では、マスクを外した状態での会話を控えるとともに、食事をする場合は1mの対人距離を確保するよう呼びかける。(△)</p>
<p>★感染事案対応</p>
<p>入館時に発熱や咳などの症状がある場合は申し出るよう呼びかけ、入館自粛を要請するか、利用の制限など他者との接触機会を可能な限り低減させる。(○)</p>
<p>利用者から発熱や体調不良の申し出があった場合は、客室外へ出ないよう依頼し、他者との接触を極力避け、最寄りの医療機関または受診・相談センターの連絡先の情報がすぐに案内できるようにしてある。(○)</p>

店舖PR欄 (任意)

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the header. It is intended for a store's promotional text or image.

(飲食店・宿泊施設共通)

役員等名簿

役職名	(フリガナ)		性別	生年月日
	氏	名		
	()			明・大・昭・平 年 月 日
	()			明・大・昭・平 年 月 日
	()			明・大・昭・平 年 月 日
	()			明・大・昭・平 年 月 日
	()			明・大・昭・平 年 月 日
	()			明・大・昭・平 年 月 日
	()			明・大・昭・平 年 月 日
	()			明・大・昭・平 年 月 日
	()			明・大・昭・平 年 月 日
	()			明・大・昭・平 年 月 日
	()			明・大・昭・平 年 月 日
	()			明・大・昭・平 年 月 日
	()			明・大・昭・平 年 月 日
	()			明・大・昭・平 年 月 日

(注)・本様式は、法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)に記載されている役員全員を記載すること。

・個人事業者の場合は、事業主を記載すること(役職名は、個人事業主)。